

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○土屋委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立国社の尾辻かな子です。

きょうは、大臣所信に対する質疑ということでありませけれども、この間、新型コロナウイルス感染症、拡大をしております。ですので、まずはこのことについてお聞きをしていきたいと思いません。

まず、この間、この新型コロナウイルス感染症対策、皆さんいろいろな現場で対応をいただいております。省庁を始め病院、そして、今も保育園とかでもしっかり保育士さんたち、仕事をしていたらいております。また、販売をしていらっしゃる方、たくさんの方がこの新型コロナウイルス感染症対策に力を尽くしていただいていることを、まずもって感謝を申し上げたいというふうに思います。

その上で、今、本当に感染者がふえてきております。感染者千人を超えたのが三月の二十日です。

千人を超えたのが三月の三十一日。十一日間で千人拡大をしております。その上で、きょうは一日当たりの感染者数、感染確認数が二百六十六人増加をしておりますから、二日連続二百人をオーバーしています。ということは、十一日を待たずに、このままのペースでいくと三千人を超えるということが予測されるわけで、一刻も早い対処、感染拡大防止に向けて取り組みなければいけません。きょうは、消費者ということで、消費者の生活を守る観点からまず大臣と議論をさせていただければと思います。

ほかの委員からもありましたとおり、今、スーパーの買占めのこと、やはり課題になっております。アメリカ、ヨーロッパは、もう都市封鎖ということをしております。これで外出制限をかけて、感染の機会を減少させて、感染拡大を防止して流行を終息させていこうという方法です。

他方、日本では、議論もされていきますとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を出したとしても、強制的な外出制限はできないということになっておりますが、先週、小池都知事は記者会見でロックダウンという強い言葉を使われて、それで、都民の皆さんを始め、海外と同じようなことが起こるのではないかということ、スーパーの方に食料品を買占めに走るという防衛行動になった。

皆さん本当に不安を感じていらっしゃるということ、ここで一つ申し上げておきたいのは、やはりマスクの供給のときに、政府としてコミュニケーションが本当にこれはよかったのか。

特に、最初に菅官房長官が、二月に、一億枚の供給を更にふやすから、来週には品薄はちよっとおさまらんじやないか、解消される、緩和されるんじやないかと言ったことが、皆さんの中で、大丈夫なんだ、マスクを買わなくて大丈夫だと思ったら、いつまでたってもマスクがない。ということは、政府の言っていることをやはり私たち信じていたら危ないんじやないか、こういうことを私は起こしたんじやないかというふうに思いますので、これからやはり、しっかりと事実を伝えること、頑張っているけれどもこれぐらいが限界でとかいうことはしっかりと伝えていくことが、これからの例えばスーパーにおける買占め対策でも私は大事だと思っております。

その上で、今、じゃ、いわゆる都市封鎖をしていような海外で何が起こっているかということ、スーパーに物がなくなる、買えない人たちが出ているわけですね。看護師さんとか保育士さんとかもそうですし、障害のある方や病気のある方、こういう方が、結局並べないしということ、買う機会が減少しているということ、実は、例えばアメリカ、カナダ、イギリス、私も調べたら、アイランド、フランス、オーストラリア、シンガポール、フィンランド、こういうところでは、優先的に販売をする時間を設けて買っていたかどうかということをやっております。

まだ日本では、今これをする時期ではないとは思いますが、今後、こういうこともそろそろ検討を始めた方がいいというふうに思うんですが、衛藤大臣の御所見をお聞かせいただき

たいと思います。

○**衛藤国務大臣** 日本の場合は、今の法律で幾らやりましても都市封鎖まではできないということ、もう総理からも再三申し上げているところでございます。

そういう中で、国民生活安定緊急措置法によって措置がとられますが、今、それらのことについての実質的な措置は、相当、前々に出しているのが実情でございますので、今あつたようなことが起こらないように、今努力しているところでございます。

そしてまた、現在のところ、販売店においても品出し時間を何回に分けたり、あるいは販売個数の制限などというようなことも、さまざま工夫もしているものというぐあいに見受けておりますので、これはさらに、どういう事態になるかということについて、私どもも検討をさせていただきたいというぐあいに思っております。

○**尾辻委員** やはり、いろいろなプランを考えておくことが大事だと思いますので、こういった、何というか、危機の状況になって、一番弱い立場に置かれてしまう方々が、消費者としても商品にたどり着けないということになりますので、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。

次に、今、ドラッグストアなどをのぞくと、除菌とか抗菌と言われる製品がもうなくなったりして、売り切れたりしております。では、これは本当に効果があるものが販売されているんだらうかという観点からお聞きをしていきたいというふうに思います。

まず、確認ですけれども、新型コロナウイルスに対して、ウイルスを不活性化するとか消毒効果が認められているもの、有効であるもの、これは一体、今、何になるのかということについて、これは厚生労働省になると思いますが、お答えください。

○**宮崎政府参考人** お答え申し上げます。物品の消毒方法等につきまして、委員も御案内のことと思いますが、厚生労働省のホームページにおけるQアンドAでお示ししております。次亜塩素酸ナトリウム、それからアルコールによる清拭、拭くということを推奨しているところでございます。

○**尾辻委員** 確認ですけれども、次亜塩素酸ナトリウムとアルコールのみが新型コロナウイルスについては消毒として有効であるということでしょうか。

○**宮崎政府参考人** お答え申し上げます。今申し上げましたが、一般の方が普通に手に入るということで申し上げます。今御指摘のとおり、次亜塩素酸ナトリウムとアルコール、消毒用アルコールでございます。

○**尾辻委員** 実は、厚生労働省の、先ほどQアンドAとおっしゃられましたけれども、それはどこに書いてあるかというところ、コロナウイルスの、多分、たしか感染した方のふん便の処理か何かのところじゃなかったですか、下痢になった方のふん便の処理か、何か、そのあたりのところの答えに書いてあるのと、感染者の方がおうちにいらつしやるときに注意をすることというところで書いてあるだけ、普通の方がぱつと読んだときに、新型コロナ

ウイルス対策として有効な消毒はこれだというふうなQ Aになっていないんです。これでは伝わらない。ですので、しっかりと、厚生労働省のQアンドAの中で消毒方法は何かということはやはり書くべきだと思います。

皆さんの今お手元に配付資料を配っておりますけれども、その中で二枚目を見ていただきたいんですが、これは厚生労働省と経済産業省で実は出しているものなんです。新型コロナウイルス対策として何が有効かということが書いてあるわけです。そこには、まず、左の方の上を見ていただくと、石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください、手洗いなしだと残存ウイルスは約百万個ありますよ、でも、石けんやハンドソープで十秒もみ洗い後に流水で十五秒すすぐのを一回やるだけで、実は、残存ウイルスは約〇・〇〇一%、数十個になるし、二回繰り返し返したら約〇・〇〇一%、数個になると言うてあるわけです。

そして、ここには、手洗いの絵の下には何と書いてあるかというと、「手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。」ここまでしっかりと書いてあるわけです。じゃ、これがちゃんと皆さんに伝わっているのか。

そして、その下も見てください。「食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効」だということにしっかりと書いてあるわけですね。熱水だと八十度の熱水で十分間さらしてください、そして塩素系漂白剤、これは濃度〇・〇五%に薄めた上

これは厚労省も消費者庁もそうでして、消費者庁も実は言っていることは言っているんですね。

皆さんのお手元の資料の中でプレスリリースが一枚目にありますけれども、このプレスリリースの中で、例えば、ビタミンCとビタミンDが、新型コロナウイルス感染症予防サプリメント、これはだめですよとかちゃんと書いていますし、裏面を見ていただいて、マイナスイオン発生器なんかでも、新型コロナウイルスはマイナスイオンで死滅します、これはだめだよとか、空間除菌剤、身につけるだけで空間のウイルス除去、除菌はだめだよとか言っております。

実は、一番大事なのは右側の別紙二のところを書いてあるんですけども、現時点で、健康食品、マイナスイオン発生器、空間除菌剤の商品については、当該ウイルスに対する効果を裏づける証拠は認められていませんので御注意ください、そして、手洗いなど、正しい予防を心がけましょう、これを一番言わなければいけないというふうに思うんですね。

だから、今、やはり不安に駆られて、消費者の方は少しでも何か効果があるんじゃないかと思つてこういうのを買っているわけですが、効果のないものを買わされているという現実を見て、もう少しやはりしっかりと発信をしていかなきゃいけないと思つてですね。

ちよつともう一つだけ、これも本当に有効性があるのかどうか確認をしたいと思うんですが、低濃度オゾン発生装置の有効性です。これに本当に新型コロナウイルスの除去の効果があるのか。

例えば、今、救急車の中に〇・一ppmの濃度でオゾンが発生させることでウイルスが除去できますとか、プロ野球球団の中でも、こういった低濃度オゾンが発生する装置を導入することで私たちちゃんと対策をやっていますよということをおつしやっているとところがあるんですね。

ただ、例えば、先日厚労省のホームページに掲載をいただいた米国FDA、食品医薬品局の見解によると、オゾンというのは、殺菌剤として有効であるためには、人や動物が安全に許容できる濃度よりもはるかに高い濃度のオゾンが必要であることというふうに書いてありますので、〇・一ppmというのが本当に新型コロナウイルス除去に効果があるのかということ、これを厚労省として今どう判断しておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどと同じようなお答えになります。お尋ねがございましたオゾンにつきましても、現時点においては明確な有効性は示されていないということ、厚生労働省としては、新型コロナウイルス感染症に関しまして推奨はしていませんところでございます。

○尾辻委員 ということで、もとに戻りますけれども、やはり、手洗いをちゃんとしてくださいね、そして消毒は熱水か塩素系漂白剤をしてくださいというところをもっとしっかりと発信しなさいいけない。そして、ぜひ、消費者庁も、こういう製品がだめですよということも一緒に、こういうやり方が有効なんだということもあわせてちよつと発

信していただけたらと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○衛藤国務大臣 消費者庁としては、今お話ございましたように、そのような効果のない健康食品だとか、あるいはマイナスイオン発生器だとか空間除菌剤とか、いろいろなものにつきましては、六十四事業者八十七商品についてインターネット等に広告が出ていましたので、それについては正要請を行いました。

今、これは全て一応是正がされましたが、具体的にどうすればいいのかということについて、もっとわかりやすくということにつきまして、最後に一行しか加えられていませんので、これをもっとわかりやすく、厚生労働省とも一緒に発信をしてまいりたいというふうに思っております。

○尾辻委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

次に参ります。会計年度任用職員のことです。消費生活相談員の会計年度任用職員、四月一日から始まりました。この新型コロナウイルス流行の中でも、ほかの委員からもありましたとおり、不安や孤独につけ込んだ商法とかも出てきている中で、やはり最前線で対応いただくのは消費生活相談員の皆さんなんです。

日本消費経済新聞が報道したところによると、会計年度任用職員に伴って、給与が悪くなるなど待遇が悪くなった、それでベテラン相談員が退職した、求人が発生しているという報道をされています。二人いる相談員が二人ともやめた、相談

員が半数以上やめた、あわせて、人が少なくなつて相談事業を土日取りやめるところが出てきている、民間委託を選択した。

まさに今、消費者庁一丸となって頑張らなきゃいけないときに、四月一日からのこういう制度変更によってベテランの本当に力強い相談員さんたちがいなくなっている、こういう状況は私は非常に問題だと思えます。まず、緊急に、今、自治体がどうなっているのかということ把握した方がいいと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○衛藤国務大臣 今までに相談員の方々は大変な苦勞をされてこられました。そして、去年は相談員の方々が若干減ったことは事実でございますので、それだけに、逆に何とか身分の安定を、処遇の改善をやりたいということで今回踏み切ったところでございますので、できるだけ早く地方消費者行政の現状調査を行いたい。四月からでございますので、六月ぐらいから調査を開始して十月ぐらいの公表というスケジュールで今やっているところでございます。

もともとのこの改正の目的は、先ほどの繰り返しになりますが、最前線で重要な業務を担っているということを認識いたしておりますので、その処遇改善についてやっているところでございます。逆に、この重要性について我々も一層の理解を深めてまいりたいと思っております。そういう中で、期末手当等の支給が可能になったというぐあいには承知しております。これはしかし、各県の方で、あるいは市の方での雇用でありますから、今仰せのようなことがあったらこれは大変でございます

ので、必ず調査をしてみたいと思っております。

○尾辻委員 現況調査、大臣がおっしゃったやつでやると、これは四月一日時点のものを五月か六月ぐらいから調査を開始して、先ほど大臣がおっしゃったように九月、十月に公表なんですね。そうすると、半年タイムラグがあいてしまつて、今年間どうなっているかということがつかめないと思うんです。ぜひ、ちよつと緊急でやっていたらけないでしょうか。

○衛藤国務大臣 正式な調査は六月からでございますが、その前に各地方公共団体にヒアリングをしまして、実態把握に努めてまいります。

○尾辻委員 よろしくお願いします。
やはり、しっかりと国が財政措置とかをしていかないと地方消費者行政は成り立ちませんので、大臣、しっかり取り組んでいただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。